

国際人道法と軍備管理軍縮
—通常兵器規制での人道性の拡大傾向と今後の課題—

京都産業大学法学部 岩本誠吾

1. はじめに—人道法と軍縮の基本構造

人道法：違法か合法かの法的判断

軍縮：兵器の合法性・違法性に直接関連せず、国家の安全保障に資するか否かの政策的判断

人道法の成立要因：軍事的必要性和人道的考慮のバランスに基づく（比例原則）

人道法の区分：戦争犠牲者保護に関するジュネーブ法（人道的考慮の優先）

戦争の手段（兵器）・方法に関するハーグ法（軍事的必要性の優先）

2. 人道法における人道性の拡大傾向

兵器自体の法原則（不必要な苦痛兵器禁止原則、無差別的兵器禁止原則、環境破壊兵器禁止原則）

1) 不必要な苦痛兵器禁止原則：軍事的効果と非人道的効果の比較

・「武力紛争時」の「敵国戦闘員」の保護

盲目化レーザー兵器議定書：武力紛争時の「自国戦闘員」の保護（人的対象範囲の拡大）

2) 無差別的兵器禁止原則：予期される軍事的利益と予測される非人道的効果の比較

・「武力紛争時」の「敵国文民」の保護

改正地雷議定書・対人地雷禁止条約・クラスター弾条約：

「武力紛争後」の住民保護（時間的適用範囲の拡大）

3) 環境破壊兵器禁止原則：兵器規制に関する新たな法原則

・広範、長期かつ深刻な侵害からの自然環境の保護（保護対象の拡大）

・劣化ウラン弾国連総会決議（A/RES/69/57）：

違法性認定前の予防原則（人道法への環境法概念の新たな導入）

4) 倫理的考慮：CCWでの致死性自律型兵器システム(LAWS)規制の重要論点

*1)+2)+3)+4) ⇒ 拡大「人道性」概念の成立

* 人道性重視の時代的背景

・「戦争の自由」から「戦争の違法化」への転換 ⇒ 軍事的必要性和人道的考慮のバランス変化

・マルテンス条項（人道の諸原則・公共良心の要求に由来する国際法原則の履行義務の重視）

条約内での位置付けの格上げ（前文⇒本文の廃棄条項⇒本文の基本原則）

3. 人道法と軍縮との関係性—人道性を共通基盤として

兵器使用禁止制限の人道法が兵器の軍縮を促進する関係性（特定通常兵器条約前文）

兵器使用禁止制限と軍縮の融合化傾向（ハイブリッド条約の進化）

- ・ 盲目化レーザー兵器議定書：使用禁止と移譲禁止
- ・ 改正地雷議定書：地雷の厳格な使用制限と使用禁止地雷の移譲禁止、全地雷の非国家団体への移譲禁止
- ・ 対人地雷禁止条約・クラスター弾条約：兵器使用と開発、生産、貯蔵、保有、移譲の禁止及び貯蔵分・敷設分・残存分の廃棄除去

人道性を共通基盤として、人道法と軍縮の密接な連結

軍縮：国家安全保障の観点からのアプローチ、違法性を前提とする人道性の観点からのアプローチ

4. まとめにかえて—人道性の可能性と今後の課題

国際環境により、人道的考慮より軍事的必要性を重視する国家は、兵器の全面的違法化・その廃棄に踏み切れない

人道性の実現へ：有志連合方式の全面違法化とコンセンサス方式による部分・条件付違法化の併存

図1. 「通常兵器使用禁止制限と軍縮措置のハイブリッド関係」

違法兵器	検出不能兵器議定書 環境改変技術敵対的 使用禁止条約	盲目化レーザー兵器議定書	[ハイブリッド条約] 対人地雷禁止条約(162 か国) クラスター弾条約(98 か国)
条件付 違法兵器 (厳格な使 用制限)		改正地雷議定書: スマート対人地雷 (102 か国) 対車両地雷使用禁止制限交渉	クラスター弾議定書案交渉
合法兵器 (穏健な使 用制限)	地雷議定書 (94 か国)		
違法化	規定なし	禁止兵器の移譲禁止	包括的禁止（開発・生産・保 有・移譲等）と廃棄・除去
軍縮化	軍備管理軍縮措置		

図2. 「軍事的利益と人道的考慮のバランス関係」



